

第2回愛媛地方最低賃金審議会

資料

令和3年7月19日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第2回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和3年7月19日

1 愛媛地方最低賃金審議会開催予定一覧（第6回本審まで 第1回本審 決定事項）	1
2 特定最低賃金の必要性の有無の審議に関する資料	
(1) 特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表	3
(2) 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（15条最低賃金）	5
(3) 現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について (昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)	9
(4) 中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告（平成4年 5月15日中央最低賃金審議会了承）	10
3 愛媛地方最低賃金審議会オブザーバー候補者名簿	13
4 中央最低賃金審議会の目安小委員会における 賃金改定状況調査結果の訂正について	15
5 令和2年度春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）	29
6 「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ 並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」について	31

(別冊資料)

- 経済関係資料
 - ・第189回全国企業短期経済観測調査（愛媛県分）（2021年7月1日 日本銀行
松山支店）
 - ・愛媛金融経済概況（2021年7月12日 日本銀行松山支店）

令和3年度 愛媛地方最低賃金審議会開催予定一覧

(第6回本審まで 第1回本審決定事項)

愛媛地方最低賃金審議会事務局確認

会議名(略称)	開催日	開催時刻等	主 要 議 題
第2回本審	7月19日(月)	13:30	特定必要性諮問
第1回公益委員会	7月26日(月)	13:00	
第3回本審	7月26日(月)	13:30	目安伝達、オブ参画、意見聴取
第1回地賃専門部会	7月26日(月)	15:30	基礎調査結果説明、金額審議
第2回地賃専門部会	8月2日(月)	10:30	金額審議
第3回地賃専門部会	8月5日(木)	13:30	金額審議
第4回本審	8月5日(木)	15:30	部会報告・採決又は答申
第5回本審	8月6日(金)	13:30	特定必要性答申(地賃答申予備日)
第6回本審	8月23日(月)	10:30	異議審(異議諮問・異議答申)

- ※ 第1回地賃専門部会は、第3回本審に引き続き開催するもの。
- ※ 第4回本審は、第3回地賃専門部会に引き続き開催するもの。
- ※ 第4回本審で答申が得られなかった場合、第5回本審に先だって第4回地賃専門部会を開催し、第6回本審は、8月24日(火)10:30開催とする予定。

特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表

①受付日	②申出代表者	適用使用者数	④申出産業の労働者数	適用除外労働者数	⑤申出産業の基幹的労働者数(A)	⑥申出人代表する基幹的労働者数(B)	⑦B/A(%)	⑧添付書類等	⑨申し出のケース別	⑩改正・新設の別	⑪その他
	③申出産業										
7月1日	丸住製紙新労働組合 執行委員長 三好謙一郎 E140, E141, E142 (E1422の一部, E1423・E1424を除く)	17	3,255	354	2,901	1,289	44.4%	有	公正競争	改正	
6月16日	JAM四国愛媛地区協議会 立石 則和 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 E25, E26, E27 (E273～E276を除く)	422	11,113	1,089	10,024	3,143	31.4%	有	労働協約	改正	
6月1日	電機連合西四国地方協議会 事務局長 上甲 章史 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28, E29 (E291・E292を除く), E30	63	5,303	1,240	4,063	1,736	42.7%	有	労働協約	改正	
6月24日	愛媛県造船産業最低賃金連絡会 会長 渡部 崇 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 E310, E313	271	6,023	554	5,469	2,297	42.0%	有	公正競争	改正	
6月16日	UAゼンセン愛媛県支部 支部長 菅 勝幸 各種商品小売業 156	22	3,835	92	3,743	2,964	79.2%	有	公正競争	改正	

注1 ④欄は、平成28年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。
 2 ⑤欄は、当該産業の労働者に、令和2年最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外者数を加味して算定した。

最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（15条最低賃金）

[関係条文]

法第15条（特定最低賃金の決定等）

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者又は使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

I 趣 旨

改正最低賃金法では、地域別最低賃金については、すべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすものと規定されています（法第9条）。

これに対し、特定最低賃金（旧法の「産業別最低賃金」）は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があることを評価しつつ、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網とは別の役割を果たすものとして、関係労使の申出を契機として決定されるものとされている。

この15条最低賃金は、厚生労働大臣又は労働局長が関係労使の代表からの申出を受け、一定の産業等について、必要があると認めるときに、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定されるものである。

II 決定等の要件

15条の最低賃金を決定、改正又は廃止（決定等）するためには、次の要件の全てを充足する必要がある。

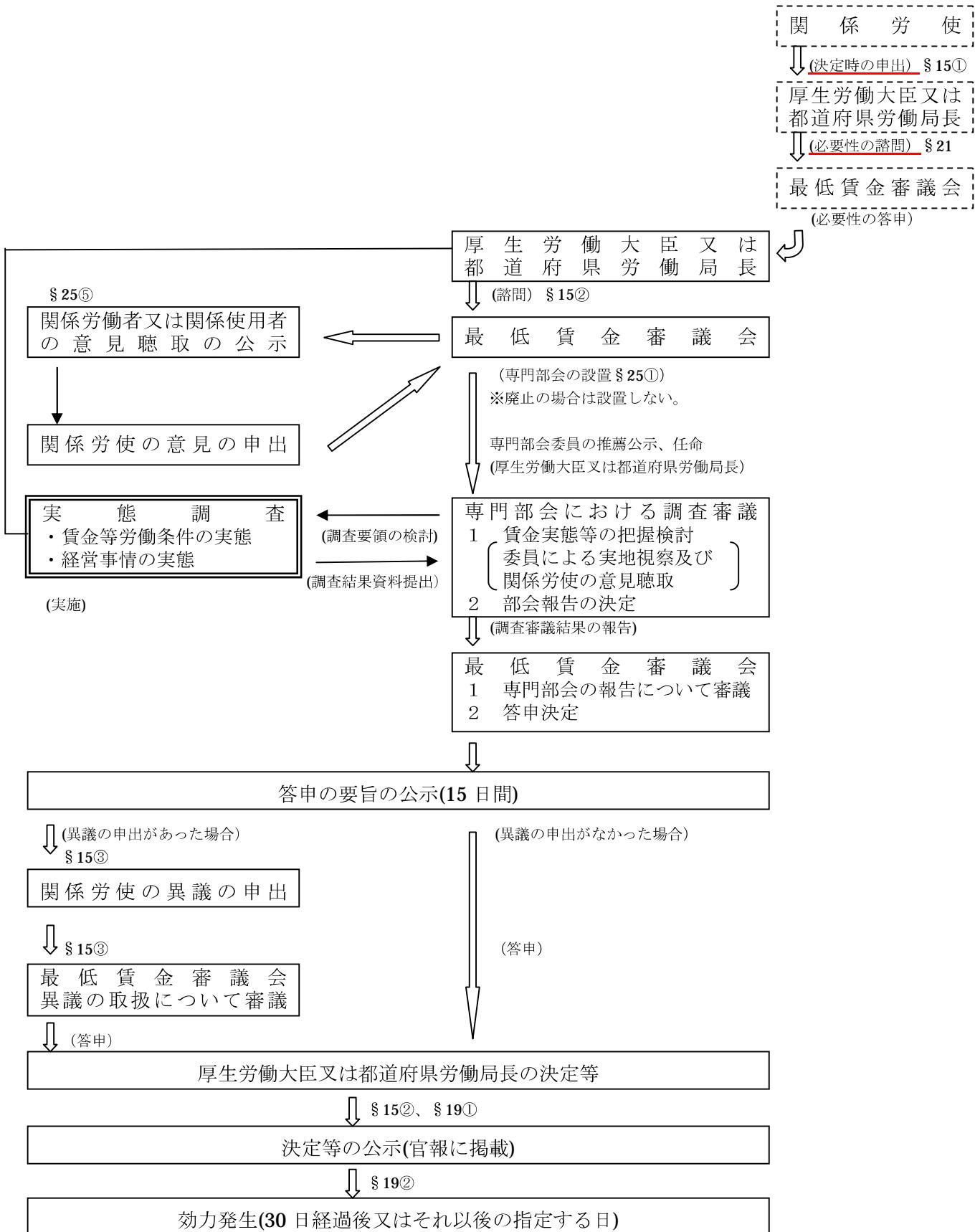
- ① 特定（産業別）最低賃金については、法第15条第1項の申出があり、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求め（諮問）、「必要性がある」との答申があること。
- ② 最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。
- ③ ②の意見について、法第15条第3項に基づく異議申出がないか、又は異議申出があった場合には、当該異議申出について最低賃金審議会に意見を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。

以上の3要件を充足した場合に、厚生労働大臣又は地方労働局長は、②又は③の最低賃金審議会の意見を聴いて、15条最低賃金を決定することになる。

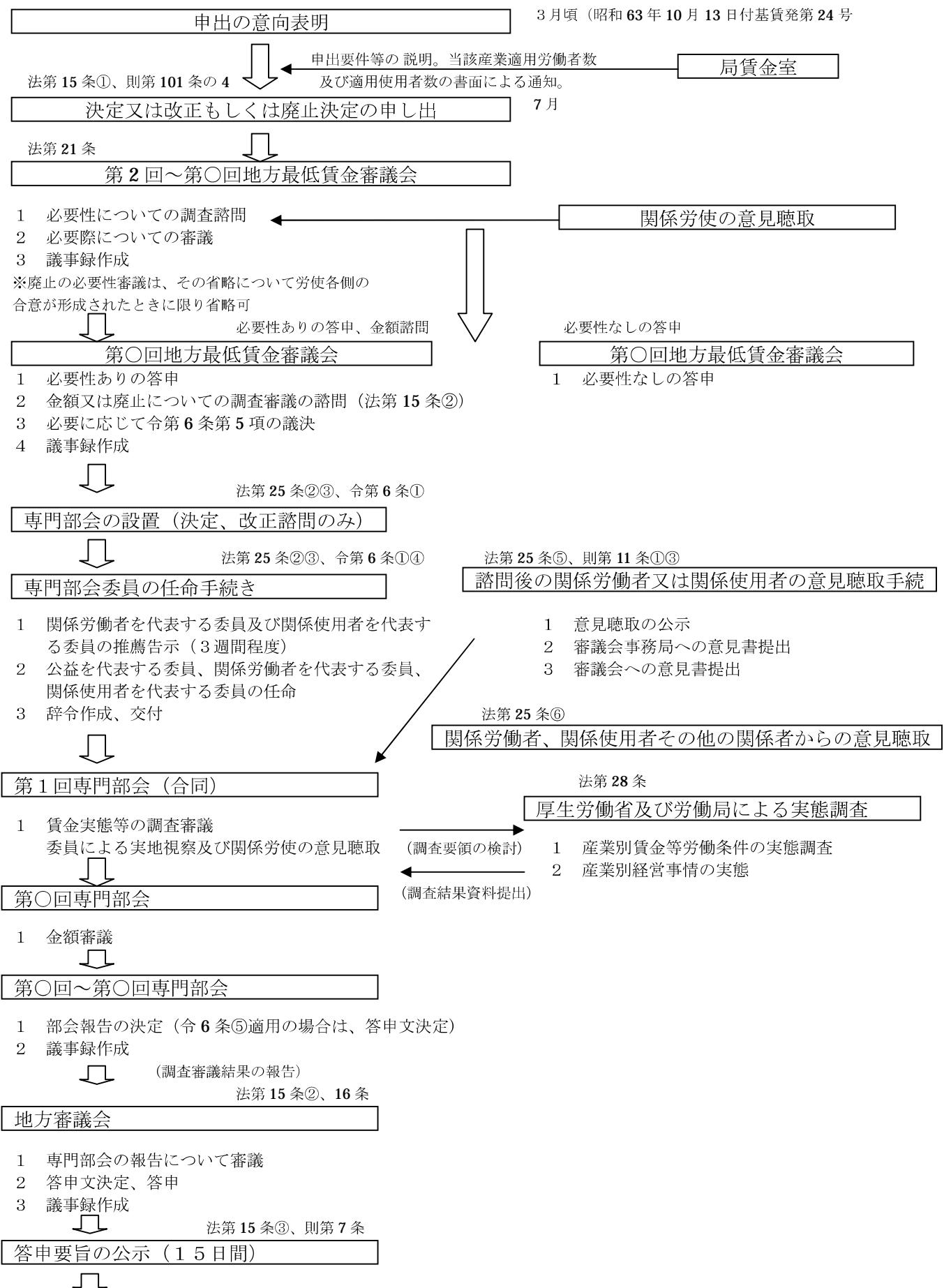
なお、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、②又は③の最低賃金審議会の意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求める必要があるが、現在までに再審議を求めた例はない。

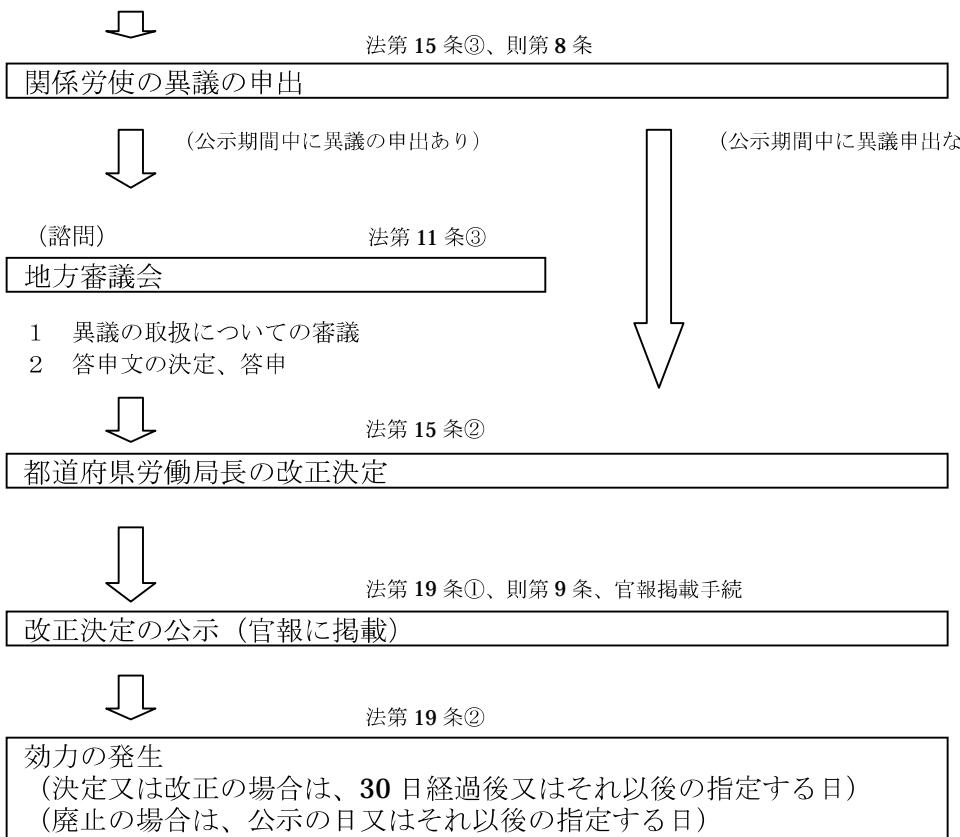
III 決定等の手続

1 5条最低賃金の決定等の手続を図示すると、次のとおりである。



特定（産業別）最低賃金決定、改正、廃止手続きフローチャート





現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について

(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

(別添)

新産業別最低賃金の運用方針

1 新産業別最低賃金の決定等の要件、手続等について

(1) 新産業別最低賃金の決定等に関する申出の要件等

イ 新産業別最低賃金の決定に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の2分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

ロ 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であること又は当該最低賃金を設定することが必要でなくなったことを理由とする申出（同種の基幹的労働者について最低賃金を改正又は廃止することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により行われるものを含む。）であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

（中略）

(2) 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、新産業別最低賃金の決定、改正又は廃止（以下「決定等」という。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

（以下略）

中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告

(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

本小委員会は中央最低賃金審議会から「公正競争ケースの申出要件の意味するところ及びその取扱い方等」について検討する旨の付託を受け、平成3年4月12日から平成4年3月30日までの間計5回にわたり銳意審議を重ね、公労使委員全員一致で下記のとおり報告を取りまとめた。

記

本小委員会では、「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申）」（以下「61年答申」という。）における「事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合」（以下「公正競争ケース」という。）に関して、一層明確な解釈が求められている。

- ① 最低賃金法（以下「法」という。）等における「公正競争」の概念について
- ② 「公正競争ケース」による申出の要件について
- ③ 原則諮問について
- ④ 決定の必要性に関する要件について

の4点を中心に検討を行い、以下のとおり結論を得た。

なお、検討の過程において

- ① 61年答申は慎重な審議を経て出されたものであり、現在は、61年答申を尊重し、その適切な運用により新産業別最低賃金の定着に向け関係者は努力が必要であること
- ② 新産業別最低賃金は61年答申の趣旨に鑑みれば、「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用される場合」（以下「労働協約ケース」という。）を中心にはじめていたものと理解することが適当であることに加え、特に、61年答申前文にあるとおり「関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべき」とされていること

の2点を基本的の前提とし、諸点を整備することとなった。

1 「公正競争」の概念と「公正競争ケース」に対する考え方

種々の法律においていわゆる公正競争の規定がみられるが、公正競争の概念は幅の広いものであり、それぞれの法律の目的等によりその意味するところは当然に異なる。すなわち事業法等他の法律における公正競争概念と最低賃金法上のものは必ずしも同一概念ではない。

最低賃金の目的は、法第1条にあるとおり「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」であり、公正競争の確保は、「労働条件の改善を図る」という第一義的な目的とは異なり、最低賃金の設定により達成される副次的な目的である。

また、法における公正競争の確保とは賃金の不当な切下げの防止によって達成されるものであり、地域別最低賃金が全都道府県において設定されている現在、賃金の不当な切り下げの防止は一定の水準で

すでに措置されており、“一定の公正競争”は確保されている。

新産業別最低賃金は、**61**年答申前文に「関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべき」とあるとおり、目的を限定し、かつ、関係労使の合意を前提に、主として「労働協約ケース」は**61**年答申前文の「労働条件の向上」を、また「公正競争ケース」は「事業の公正競争の確保」を受けて設定されていると理解することが適當である。とりわけ、「公正競争ケース」で申出される新産業別最低賃金は、“より高いレベルでの公正競争“の確保を主たる目的とすると理解することが適當である。

2 公正競争ケースの取扱い

(1) 申出の要件

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約ケース」とは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適當でない。

定量的要件を付せないこともあり、審議会では地域別最低賃金がある以上“より高いレベルでの公正競争”の確保の必要性について、個別具体的な検討がなされることとなるが、申出者は申出に当たって、賃金格差の存在等個別具体的な疎明が不可欠な要件となる。したがって申出の受理に当たっては、特に申出の背景も含め疎明の内容について十分審査すること。

また、申出者は関係労使の合意が得られるよう労働協約の締結・機関決定等に努めることが重要である。

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

(2) 原則諮問

61年答申が原則諮問の例外を既に明記していることから、さらに例外を設けるのは適當ではない。また、**61**年答申により新産業別最低賃金の決定等の契機が法第**16**条の**4**に基づく申出に限定され、それに伴い申出の要件も示されており、法第**16**条の**4**に基づく申し出はその重要性を増している。したがって、少なくとも必要性の諮問は「原則的」に行うことが適當である。

しかし、法及び**61**年答申の趣旨から、競争関係が認められない事業等明らかに新産業別最低賃金の設定に無理があると判断でき得るものは原則諮問の対象外とすることが妥当である。

その場合、個別の事案ごとにその理由を明らかにし直近の審議会に報告、了承を得ること。

(3) 決定の必要性に関する要件（「賃金格差が存在する場合」の考え方）

61年答申に「企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するものとする」とあるが、一般の産業では企業間等に賃金格差は通常存在しており、またその生ずる要因は多様である。どの程度の賃金格差があれば賃金の不当な切下げの防止のため新たに産別最賃の設定が必要であるかを明らかにすることは事実上不可能であり、賃金格差の程度について一定基準を定めることは適當でない。

最低賃金の決定の審議に当たっては**61**年答申の趣旨を踏まえ当該事案について「産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合」に該当するかどうか、すなわち競争関係の存在を前提にして“より高いレベルでの公正競争”確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待する。

なお、最低賃金の必要性の決定に当たっては「昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申（新しい産業別最低賃金の運用方針について）了解事項 1」を改めてここに確認する。

(4) 今後の取扱い

① 本報告による取扱いは平成 4 年度以降の新設申出事案から実施することとする。

なお、改正の申出事案についても本報告の趣旨を十分踏まえた対応がなされることが望まれる。事務局はもとより関係者は本報告を踏まえ適切な運営に努めることがなによりも重要である。

② 本報告を中央最低賃金審議会に報告し、了承を求めるこことする。なお、了承が得られれば中央最低賃金審議会の会長から地方最低賃金審議会会長に文書で伝達されることを要望する。

(参考)

なお、本小委員会の報告を取りまとめるに当たり、次の 3 項目を特記する。

1. 61 年答申で一定の結論は出されているものの、使用者側から経済構造等の急速な変化の中で中長期的な観点にも立って地域別最低賃金と新産業別最低賃金の役割分担等の問題について現段階においてもなお議論が必要であり、その結果を得て「公正競争ケース」についての検討をすべきとの意見が出されたこと。
2. 基幹的労働者については種々の議論があったが、基幹的労働者の範囲は業種間及び規模、地域間などで多種多様であり、一律にその範囲を示すことは適当でなく、審議会における適切な審議に期待することとされたこと。
3. 新産業別最低賃金の申出について、労働者側から新設を含め、手続き（例えば合意署名等については 3 年に一度とするなど）を簡略化すべきであるとの考え方が示されたこと。

(参考)

**昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申
「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項 1**

最低賃金法第 16 条の 4 の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

愛媛地方最低賃金審議会
オブザーバー候補者名簿

オブザーバー候補者氏名 (現職)	推 薦 日	推 薦 者
三好謙一郎 (丸住製紙新労働組合 執行委員長)	令和3年6月29日	労働者代表委員 菊川 泰
泉浩二 (J AM井関農機労働組合 中央執行委員長)	令和3年6月29日	労働者代表委員 菊川 泰
森川隆 (公益社団法人 愛媛県紙パルプ工業会 専務理事)	令和3年7月8日	使用者代表委員 八塚 洋
大下和也 (PHCホールディングス株式 会社 人事部糖尿病マネジメント ドメインHRBP室 室長)	令和3年7月8日	使用者代表委員 八塚 洋

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料No.1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

(令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]	[誤]
Aランク	<u>0. 5 %</u>	← <u>0. 3 %</u>
Bランク	<u>0. 1 %</u>	← <u>-0. 1 %</u>
Cランク	<u>0. 5 %</u>	← <u>0. 6 %</u>
Dランク	<u>0. 3 %</u>	← <u>0. 4 %</u>
ランク計	<u>0. 4 %</u>	← <u>0. 3 %</u>

(令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]	[誤]
Aランク	<u>1. 5 %</u>	← <u>1. 4 %</u>
Bランク	<u>0. 7 %</u>	← <u>0. 4 %</u>
Cランク	<u>1. 3 %</u>	← <u>1. 5 %</u>
Dランク	<u>0. 8 %</u>	← <u>0. 9 %</u>
ランク計	1. 2 %	← 1. 2 %

※訂正なし

2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究・専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

別紙1

性 別 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額				
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月			
男	A 1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	
女	B 1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	
計	D 1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	
	A 1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	
	A 1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	
	B 1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	
	C 1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	
	D 1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	
	計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282
	A 1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	-0.1	
	B 1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	
	C 1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	
	D 1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	
	#†	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 別 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	R 2 年 6 月		R 2 年 6 月		R 2 年 6 月		R 2 年 6 月		R 2 年 6 月		R 2 年 6 月		R 2 年 6 月		R 2 年 6 月																		
	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	1時間当たり賃金額	賃金上昇率	1時間当たり賃金額	賃金上昇率																	
男	A 1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9	
	B 1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	0.0	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2	
	C 1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3	
計	D 1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7	
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,369	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
B	B 1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8	
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7	
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0	
	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,041	1,033	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
女	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

合和3年調査結果

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・ハート別内訳）

就業形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福利		サービス業（他に分類されないもの）																	
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率																	
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月																
一般	A 1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
パート	B 1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	0.0	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
トータル	C 1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
合計	D 1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
合計	E 1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8	
C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
計	F 1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2
A	G 1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
B	H 1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
C	I 988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
D	J 966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
E	K 1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	1時間当たり賃金額 R 2 年 6月		1時間当たり賃金額 R 2 年 6月		1時間当たり賃金額 R 2 年 6月		1時間当たり賃金額 R 2 年 6月		1時間当たり賃金額 R 2 年 6月		1時間当たり賃金額 R 2 年 6月		1時間当たり賃金額 R 2 年 6月		1時間当たり賃金額 R 2 年 6月																	
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N																
一般労働者	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
パート	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
合計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
一般労働者	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
パート	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
合計	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
一般労働者	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
パート	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,339	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2
合計	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
一般労働者	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
パート	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
合計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 ハートタイム労働者比率

(%)	
令和2年	令和3年
42.2	43.1

【訂正前】

1 ハートタイム労働者比率

(%)	
令和2年	令和3年
37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

(%)		
	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

2 男女別労働者数比率

(%)		
	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

合和2年調査結果

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉						
性 別	ランク	1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額														
		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月													
男	A 1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
男	B 1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
女	C 1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
計†	D 1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
計	A 1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
男	B 1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
男	C 1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
男	D 1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
計†	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
計	A 1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,310	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
男	B 1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
女	C 1,114	1,134	1.8	2.0	1,063	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
女	D 1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 別 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額		1時間当たり賃金額																	
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月																
男	A 1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
女	B 1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
計	D 1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
男	A 1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
女	B 1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
計	C 1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
男	D 1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
女	計 1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
男	A 1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
女	B 1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
計	C 1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
男	D 1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
女	計 1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	1時間当たり賃金額 R 1年 6月		1時間当たり賃金額 R 1年 6月		1時間当たり賃金額 R 1年 6月		1時間当たり賃金額 R 1年 6月		1時間当たり賃金額 R 1年 6月		1時間当たり賃金額 R 1年 6月		1時間当たり賃金額 R 1年 6月		1時間当たり賃金額 R 1年 6月																	
	賃金上昇率 R 1年 6月	1時間当たり賃金額 R 1年 6月																														
一般	A 1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
パート	B 1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)	
正社員	C 1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
嘱託	D 1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,286	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
合計	A 1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A 1,747	1,771	1.4	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
パート	B 1,659	1,666	0.4	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
正社員	C 1,525	1,539	0.9	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
嘱託	D 1,347	1,357	0.7	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,171	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
合計	A 1,616	1,631	0.9	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	(0.5)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
一般	A 1,201	1,220	1.6	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
パート	B 1,060	1,072	1.1	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
正社員	C 998	1,019	2.1	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
嘱託	D 959	972	1.4	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
合計	A 1,090	1,108	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

合和2年調査結果

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・ハート別内訳）

就業形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉							
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率					
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月														
アシング	A 1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
一 般 バ ー ト	B 1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
計	C 1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
計	D 1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
計	E 1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
計	F 1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
計	G 1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
計	H 1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
計	I 1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
計	J 1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
計	K A 1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
計	L B 1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
計	M C 993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
計	N D 966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
計	O E 1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 ハートタイム労働者比率

(%)	
令和元年	令和2年
42.8	44.1

【訂正前】

1 ハートタイム労働者比率

(%)	
令和元年	令和2年
38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

(%)		
	令和元年	令和2年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

2 男女別労働者数比率

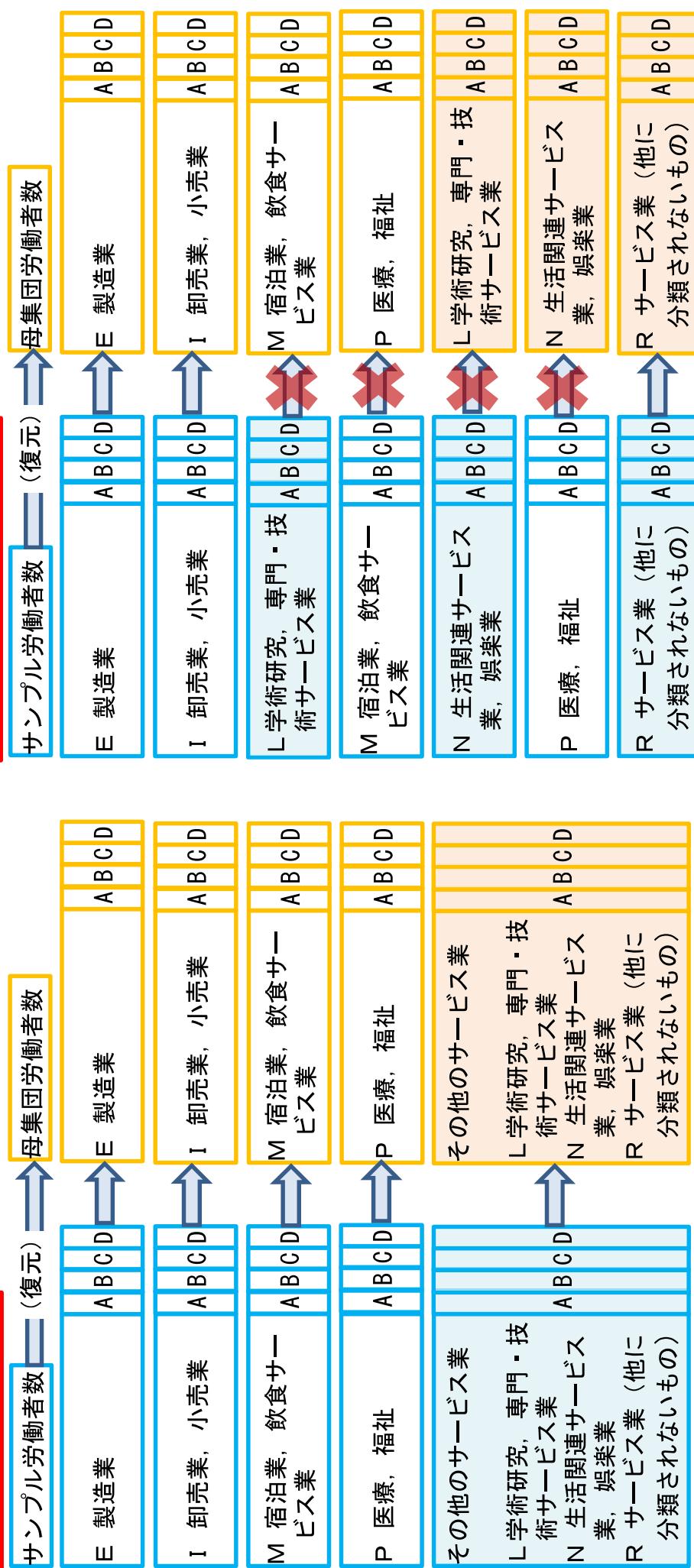
(%)		
	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

賃金改定状況調査の集計誤りについて

別紙2

- 賃金改定状況調査の集計に当たつては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行つている。
- 令和2年調査より、これまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行つた際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行つたため、集計値に誤りが生じた。

令和元年まで



令和3年7月8日現在

令和2年度春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連合】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	昨年同時期
全体	2.07% 5,928円	2.20% 6,354円	2.00% 5,779円	1.98% 5,712円	2.07% 5,934円	2.07% 5,997円	1.90% 5,506円	1.78% 5,180円	1.90% 5,506円
300人未満	1.76% 4,197円	1.88% 4,547円	1.81% 4,340円	1.87% 4,490円	1.99% 4,840円	1.94% 4,765円	1.81% 4,464円	1.73% 4,288円	1.81% 4,464円

【経団連】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	昨年同時期
500人以上	2.38% 7,370円	2.52% 8,235円	2.27% 7,497円	2.34% 7,755円	2.53% 8,539円	2.43% 8,200円	2.03% 6,745円	1.82% 6,040円	2.17% 7,297円
500人未満	1.76% 4,416円	1.87% 4,702円	1.83% 4,651円	1.81% 4,586円	1.89% 4,804円	1.89% 4,815円	1.70% 4,371円	1.72% 4,444円	1.72% 4,471円

【厚生労働省】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
主要企業	2.19% 6,711円	2.38% 7,367円	2.14% 6,639円	2.11% 6,570円	2.26% 7,033円	2.18% 6,790円	2.00% 6,286円

○調査対象

連合：「全体」は、規模計。「300人未満」は、全体の内数。

経団連：「500人以上」は、原則として東証一部上場。

厚生労働省：「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの

令和3年6月28日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 小田敬美 殿

愛媛弁護士会
会長 小川佳和
(公印省略)

「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ並び
に全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、このたび当会では、令和3年6月25日開催の常議員会において
「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ並びに全国一律最低賃金制度の実施を求
める会長声明」を採択いたしました。
つきましては、声明文をご送付いたしますので、本趣旨をご理解の上、格別
のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白



愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ並びに
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

新型コロナウィルス感染拡大により、最低賃金の引き上げが企業経営に与える影響への懸念から、中央最低賃金審議会は2020（令和2）年度の地域別最低金額の引き上げ額について目安額の提示を見送り、これを受けた各地の審議会も引き上げ額を抑制するなかで、愛媛県地域別最低金額は3円の増額を決定した。

コロナ禍でも全国最大幅の3円の増額を決定した愛媛県地方最低賃金審議会の判断については敬意を表するものの、かかる地方最低賃金額をもってしても、労働者の生活の改善、都市部への労働者人口流出、貧困問題解消等には未だ重大な課題が残されたままである。

我が国の最低賃金制度は、労働者の賃金最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に資すること等を目的として定められている（最低賃金法第1条参照）。

労働者が最低賃金（全国加重平均902円）でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約188万円、月収にすると約15万6300円にしかならない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。

これら現状の最低賃金が保障されたとしても、労働者の生活の安定、労働力の質的向上につながるものではなく、この最低賃金の引上げは、はなはだ不十分なものである。

また、厚生労働省作成の「令和元年国民生活基礎調査の概況」では、日本の相対的貧困率の年次推移は、2012（平成24）年が16.1%，2015（平成27）年が15.7%，2018（平成30）年が15.4%となっており、高水準に留まったままである。これは、6から7人に一人が貧困線の年収127万円（2018年）を下回った生活を送っている状況が改善されていないことを示している。

働いているにもかかわらず貧困状態にあるのは、最低賃金付近での労働を余儀なくされているからであり、最低賃金が低水準に抑えられていることが大きな要因である。ワーキングプアの救済を始め、貧困問題の解消のためには、最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

日本国内における最低賃金の格差問題も深刻である。愛媛県は、全国最高額である東京都（1013円）と比べて220円も低い。また、両者の差は、2008（平成20）年度で135円しかなかったものが、2017（平成29）年度は219円、そして、2018（平成30）年度は221円、2019（令和元）年度は223円、2020（令和2）年度は220円（2020年度は東京都地方最低賃金額を増額しなかったため。）と、年々その格差が拡大している。

地域別最低賃金を決定する際の要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないことが発表されている。都市部と地方の間で必要な生活費に差がなければ若い労働力がより高い賃金を求めて都市部に流出することは必定であり、地方では人口減少、労働力不足が深刻化している。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠であり、政府においても全国一律最低賃金制度の実現に向けた検討が開始されるべきである。

新型コロナウイルス感染症のもとで、中小企業の倒産、廃業への懸念が広がる中で、雇用維持を最優先として最低賃金の引上げを抑制すべきという議論がより一層強められている。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金の引き上げは不可欠である。フランスでは、2021年1月に9.76ユーロ（約1269円）から10.03ユーロ（約1304円）に引き上げられた。ドイツでは、2021年1月に9.50ユーロ（約1235円）へ引き上げられ、さらに同年7月から9.60ユーロ（約1248円）へ、2022年1月に9.82ユーロ（約1277円）へ、同年7月に10.45ユー

ロ（約1359円）へ引き上げとなることが決定された。イギリスでも、2021年4月から成人（25歳以上）の最低賃金が8.72ポンド（約1325円）から8.91ポンド（約1354円）に引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引き上げが実現している。また、本年5月に開催された政府の経済財政諮問会議においても、民間議員から、自律的な経済成長軌道に乗せるために最低賃金の引き上げが必要であり、貧困化を防ぐためにも最低賃金を今年度後半からしっかりと引き上げていくべきとの意見が出されている。

コロナ禍の下で、非正規労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者の多くは、新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言による減収の直撃を受けている。医療福祉関係従事者、配送配達員、小売店店員などの「エッセンシャル・ワーカー」と呼ばれる人々の中には最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらのライフラインを支える労働者の労苦に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも、最低賃金の大膽な引き上げは是非とも必要である。

今求められているのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大（内需拡大）を基調とした経済政策の転換である。大企業は475兆円もの内部留保（2020年財務省「法人企業統計調査」）を蓄積しているが、その原資は人件費の抑制や法人税減税によるものである。コロナ禍の今こそ内部留保を労働者に還元すべきである。また、中小企業に対しても、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策を充実させることで、地域の雇用を維持しつつ最低賃金の引き上げを推進すべきである。

当会は、上記の状況を踏まえ、勤労者の健康で文化的な生活を確保するため、そして愛媛県の地域経済の健全な発展を促すため、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の愛媛の最低賃金額決定に際し思い切った最低賃金額引上げを要望すると共に、政府においても全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

2021年（令和3年）6月25日

愛媛弁護士会

会長 小川佳和

2021 年 7 月 1 日
日本銀行松山支店

第 189 回全国企業短期経済観測調査(愛媛県分)
— 2021 年 6 月 —

(回答期間) 5 月 27 日～6 月 30 日

(調査対象企業数)

	(A) 対象企業数		(B) 回答企業数	(B/A) 回答率
		うち中堅・中小		
全 産 業	142 社	126 社	140 社	98.6%
製 造 業	58 社	48 社	57 社	98.3%
非製造業	84 社	78 社	83 社	98.8%

(参考) 事業計画の前提となっている想定為替レート(製造業)

(円/ドル)

	2021 年 3 月調査	2021 年 6 月調査
2020 年度	106.64	106.57
上期	107.14	107.10
下期	106.14	106.05

	2021 年 3 月調査	2021 年 6 月調査
2021 年度	106.45	107.88
上期	106.48	107.67
下期	106.43	108.10

1. 業況判断

(「良い」-「悪い」、%ポイント)

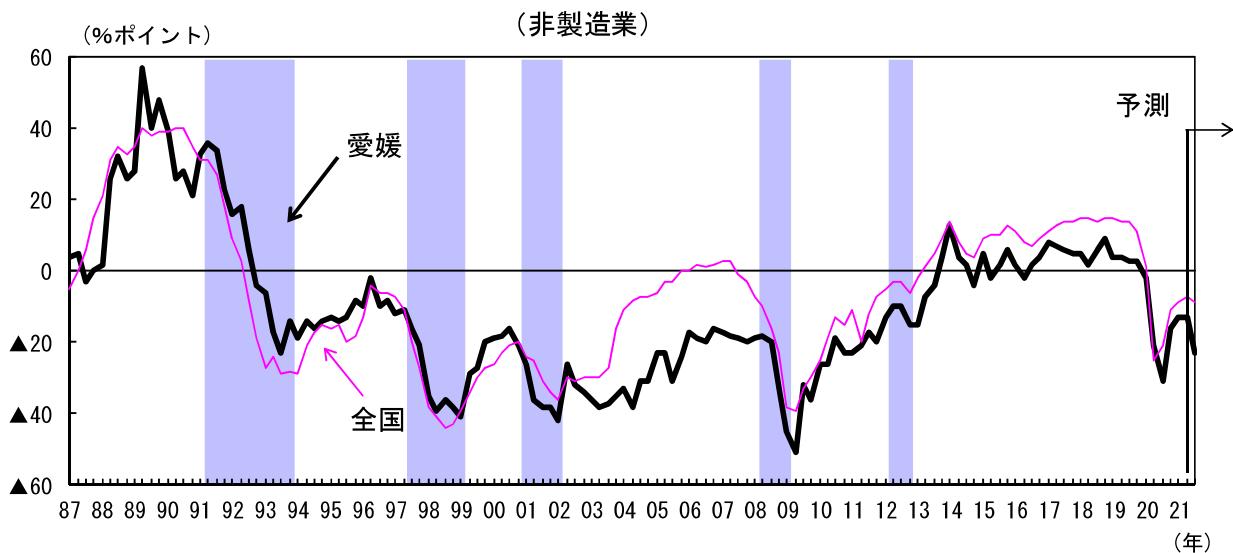
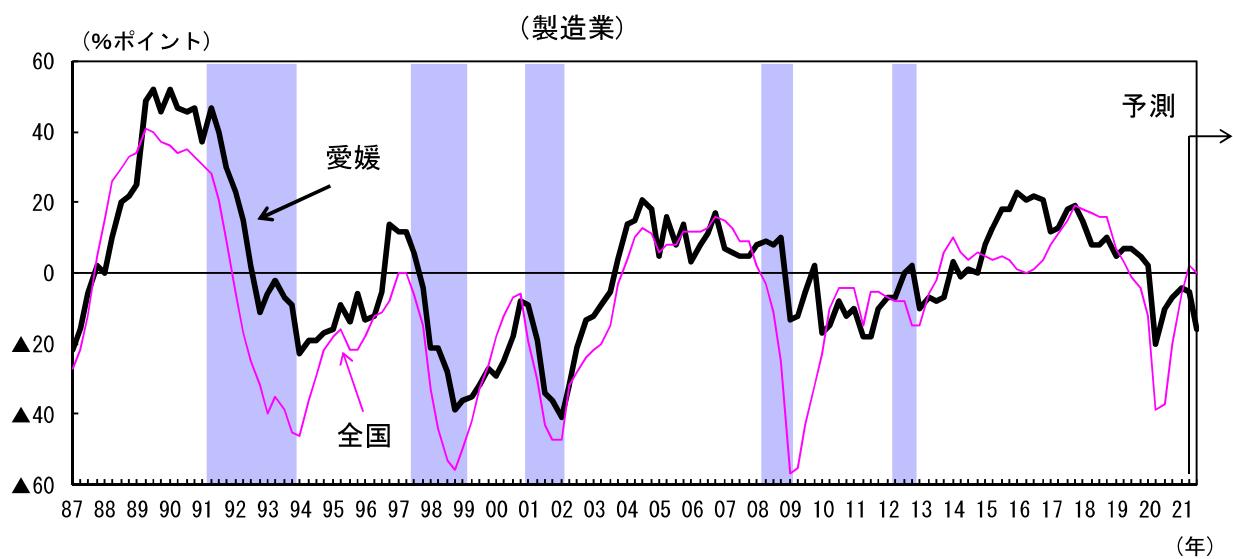
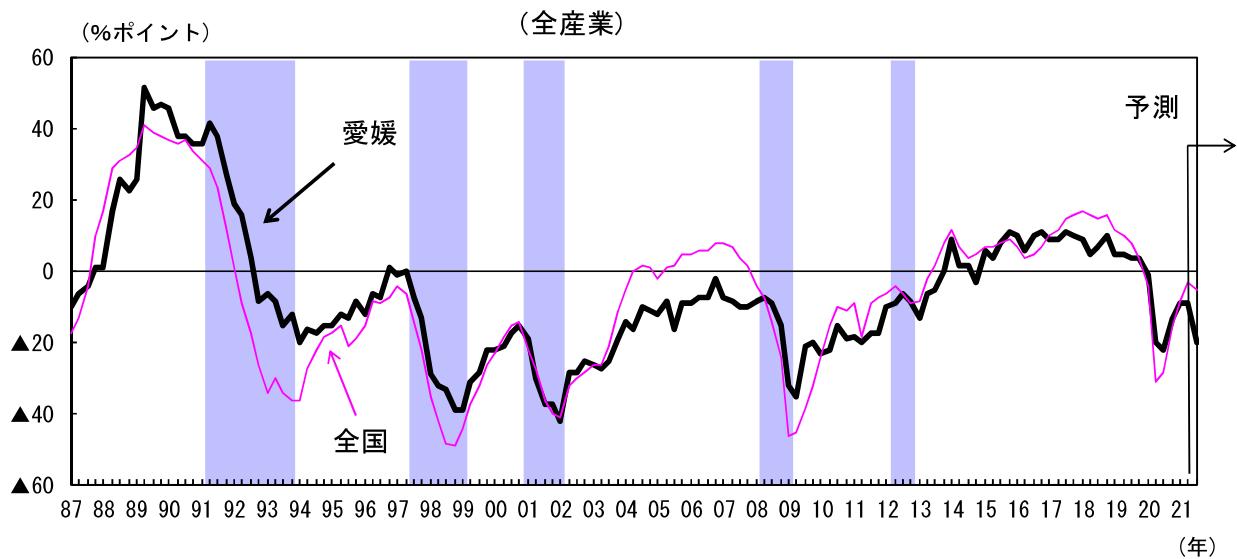
		2021年3月調査		2021年6月調査			
		最近	先行き	最近	先行き	変化幅	
愛媛県	全産業	▲9	▲15	▲9	0	▲20	▲11
	製造業	▲4	▲12	▲5	▲1	▲16	▲11
	食料品	0	▲11	▲22	▲22	0	+22
	繊維	▲67	▲33	▲67	0	▲33	+34
	紙・パルプ	45	27	40	▲5	10	▲30
	金属製品	▲50	▲50	▲50	0	▲75	▲25
	はん用・生産用・業務用機械	0	0	12	+12	▲12	▲24
	輸送用機械	▲25	▲25	▲25	0	▲17	+ 8
	その他製造業	0	0	33	+33	0	▲33
	非製造業	▲13	▲18	▲13	0	▲23	▲10
	建設	15	▲10	16	+ 1	▲21	▲37
	不動産・物品賃貸	33	0	33	0	0	▲33
	卸売	▲16	▲33	▲5	+11	▲17	▲12
	小売	0	▲11	▲25	▲25	▲38	▲13
	運輸・郵便	▲30	▲7	▲7	+23	▲7	0
	対事業所サービス	▲40	▲40	▲40	0	▲40	0
	対個人サービス	▲30	▲20	▲45	▲15	▲22	+23
	宿泊・飲食サービス	▲100	▲50	▲100	0	▲100	0

(参考) 四国・全国

四国	全産業	▲10	▲15	▲8	+ 2	▲13	▲5
	製造業	▲8	▲12	▲9	▲1	▲8	+ 1
	非製造業	▲10	▲17	▲7	+ 3	▲17	▲10
全国	全産業	▲8	▲10	▲3	+ 5	▲5	▲2
	製造業	▲6	▲7	2	+ 8	0	▲2
	非製造業	▲9	▲12	▲7	+ 2	▲9	▲2

(注) 業種別DIは、対象企業数が3社以上の業種のみ記載。

(参考) 業況判断の推移



(注) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

2. 事業計画

(1) 売上高

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	▲ 0.8	<+ 0.6> ▲ 4.0	<▲ 0.1> ▲11.9	<+ 1.3> + 3.7	<+ 2.3> + 2.1	<+ 2.7> + 9.6	<+ 1.8> ▲ 4.2
製造業	▲ 0.6	<+ 0.3> ▲ 3.7	<▲ 0.1> ▲12.1	<+ 0.7> + 4.6	<+ 2.1> + 2.1	<+ 2.6> +10.5	<+ 1.7> ▲ 4.9
非製造業	▲ 1.2	<+ 1.5> ▲ 4.9	<▲ 0.1> ▲11.3	<+ 2.9> + 1.2	<+ 2.6> + 2.1	<+ 3.0> + 7.0	<+ 2.2> ▲ 2.1

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	+ 0.3	<+ 0.5> ▲ 5.8	<▲ 0.4> ▲10.9	<+ 1.3> ▲ 0.7	<+ 1.0> + 1.6	<+ 0.3> + 4.6	<+ 1.6> ▲ 1.1
製造業	+ 1.4	<▲ 0.4> ▲ 5.4	<▲ 0.5> ▲ 7.9	<▲ 0.4> ▲ 2.8	<+ 1.0> + 2.6	<▲ 0.3> + 2.6	<+ 2.3> + 2.6
非製造業	▲ 1.3	<+ 2.1> ▲ 6.4	<▲ 0.1> ▲15.6	<+ 3.8> + 2.3	<+ 0.9> + 0.1	<+ 1.2> + 8.0	<+ 0.6> ▲ 6.2

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	▲ 1.4	<+ 0.5> ▲ 7.8	<—> ▲13.0	<+ 1.0> ▲ 2.7	<+ 0.9> + 2.8	<+ 1.4> + 5.6	<+ 0.4> + 0.3
製造業	▲ 2.8	<+ 0.6> ▲ 7.6	<—> ▲14.5	<+ 1.2> ▲ 0.8	<+ 3.2> + 5.6	<+ 5.1> +10.7	<+ 1.5> + 1.2
非製造業	▲ 0.6	<+ 0.4> ▲ 7.9	<—> ▲12.2	<+ 0.9> ▲ 3.6	<▲ 0.3> + 1.4	<▲ 0.4> + 3.0	<▲ 0.2> ▲ 0.1

(2) 経常利益

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	▲22.9	<+10.9> +18.2	<▲ 2.0> +21.4	<+25.0> +15.7	<+34.7> +23.5	<+63.7> +62.4	<+ 5.8> ▲ 9.8
製造業	▲28.6	<+10.5> +23.1	<▲ 0.9> +40.6	<+24.1> +10.0	<+40.3> +30.9	<+77.0> +70.6	<+ 2.8> ▲ 7.1
非製造業	+ 1.0	<+12.6> + 2.1	<▲ 7.7> ▲31.1	<+28.0> +38.3	<+10.3> ▲ 6.1	<+ 1.6> +16.8	<+18.1> ▲18.6

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	+14.7	<+ 5.2> ▲ 2.0	<▲ 3.8> ▲22.4	<+12.0> +18.5	<+ 3.4> ▲10.4	<+ 4.9> +10.4	<+ 2.0> ▲24.2
製造業	+17.5	<▲ 0.7> + 1.7	<+ 1.1> ▲ 0.4	<▲ 2.4> + 3.9	<▲ 4.4> ▲19.0	<▲ 1.4> ▲14.0	<▲ 7.6> ▲24.0
非製造業	+10.4	<+17.4> ▲ 8.0	<▲19.5> ▲59.0	<+34.8> +41.3	<+16.7> + 4.8	<+17.5> +109.0	<+16.0> ▲24.5

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	▲ 9.6	<+14.7> ▲20.1	<—> ▲42.0	<+26.1> + 6.8	<+15.2> + 9.1	<+16.4> +27.8	<+14.2> ▲ 3.4
製造業	▲15.9	<+18.3> ▲ 3.8	<—> ▲36.9	<+31.7> +39.8	<+18.9> + 4.8	<+25.0> +34.0	<+13.9> ▲12.5
非製造業	▲ 5.1	<+11.8> ▲30.4	<—> ▲45.4	<+21.1> ▲12.8	<+12.4> +12.8	<+10.1> +23.0	<+14.5> + 5.4

(3) 売上高経常利益率

【全規模】 (< >内は前回調査結果、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	4.01	<4.58> 5.05	<5.21> 5.12	<4.05> 4.99	<4.64> 6.11	<4.76> 7.59	<4.52> 4.70
製造業	4.16	<4.95> 5.45	<5.91> 5.87	<4.14> 5.10	<5.09> 6.99	<5.25> 9.06	<4.93> 4.99
非製造業	3.57	<3.47> 3.86	<3.19> 2.96	<3.72> 4.62	<3.29> 3.54	<3.26> 3.23	<3.32> 3.84

【うち中堅・中小企業】 (< >内は前回調査結果、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	4.44	<4.47> 4.68	<4.03> 3.90	<4.87> 5.39	<4.02> 4.12	<3.93> 4.12	<4.11> 4.13
製造業	4.50	<4.88> 4.87	<4.76> 4.84	<5.00> 4.90	<4.06> 3.84	<4.11> 4.06	<4.02> 3.63
非製造業	4.32	<3.76> 4.34	<2.67> 2.16	<4.66> 6.05	<3.92> 4.55	<3.59> 4.19	<4.22> 4.87

(参考) 全国

【全規模】 (< >内は前回調査結果、%)

	19年度	20年度			21年度 (計画)		
			上期	下期		上期	下期
全産業	5.23	<3.97> 4.53	<3.84> 3.89	<4.08> 5.09	<4.21> 4.81	<4.10> 4.71	<4.31> 4.91
製造業	6.14	<5.44> 6.39	<5.14> 5.18	<5.70> 7.41	<5.50> 6.34	<5.28> 6.27	<5.71> 6.41
非製造業	4.78	<3.24> 3.61	<3.22> 3.26	<3.27> 3.92	<3.57> 4.02	<3.52> 3.89	<3.60> 4.14

(4) 設備投資額（含む土地投資額）

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度	21年度 (計画)
全産業	▲30.1	<+10.0> +25.4	<▲ 6.6> ▲16.1
製造業	▲26.5	<▲ 2.7> +14.6	<▲ 2.7> + 2.3
非製造業	▲38.1	<+49.2> +54.7	<▲20.4> ▲53.2

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度	21年度 (計画)
全産業	+21.7	<+ 8.8> +14.1	<+ 5.1> ▲27.8
製造業	+26.0	<+ 1.4> + 8.9	<+19.2> ▲17.5
非製造業	+12.6	<+28.1> +26.3	<▲24.4> ▲48.9

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度	21年度 (計画)
全産業	▲ 0.6	<▲ 3.2> ▲ 8.5	<+ 3.2> + 7.1
製造業	+ 0.9	<▲ 4.6> ▲10.0	<+ 3.4> +11.5
非製造業	▲ 1.5	<▲ 2.4> ▲ 7.5	<+ 3.1> + 4.5

(注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

(参考) ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度	21年度 (計画)
全産業	▲22.6	<+15.1> +21.3	<+ 0.7> ▲10.8
製造業	▲17.4	<+ 5.7> + 9.2	<+ 3.9> + 3.1
非製造業	▲37.7	<+55.1> +77.8	<▲15.5> ▲50.9

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度	21年度 (計画)
全産業	+24.4	<+ 7.8> +14.6	<+ 3.2> ▲24.9
製造業	+25.6	<+ 0.5> +10.7	<+16.1> ▲14.8
非製造業	+21.5	<+29.1> +24.3	<▲26.9> ▲47.9

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	19年度	20年度	21年度 (計画)
全産業	+ 1.6	<▲ 3.6> ▲ 8.5	<+ 3.0> + 9.3
製造業	+ 1.7	<▲ 3.2> ▲ 7.7	<+ 3.5> +10.4
非製造業	+ 1.5	<▲ 4.1> ▲ 9.4	<+ 2.4> + 8.0

3. その他判断項目

(1) 国内での製商品・サービス需給判断

(「需要超過」-「供給超過」、%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査			
	最近	先行き	最近		先行き	
			変化幅	変化幅		
全産業	▲22	▲25	▲21	+ 1	▲24	▲ 3
製造業	▲17	▲23	▲24	▲ 7	▲26	▲ 2
非製造業	▲25	▲28	▲18	+ 7	▲22	▲ 4

(2) 製商品在庫水準判断

(「過大」-「不足」、%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査		
	最近	先行き	最近		先行き
			変化幅	変化幅	
全産業	0		▲ 4	▲ 4	
製造業	7		0	▲ 7	
非製造業	▲ 9		▲ 9	0	

(3) 販売価格判断

(「上昇」-「下落」、%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査			
	最近	先行き	最近		先行き	
			変化幅	変化幅		
全産業	▲ 2	3	2	+ 4	3	+ 1
製造業	▲ 3	3	0	+ 3	5	+ 5
非製造業	▲ 1	4	4	+ 5	1	▲ 3

(4) 仕入価格判断

(「上昇」-「下落」、%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査			
	最近	先行き	最近		先行き	
			変化幅	変化幅		
全産業	22	31	32	+10	36	+ 4
製造業	26	36	47	+21	53	+ 6
非製造業	19	26	22	+ 3	25	+ 3

(5) 生産・営業用設備判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査			
	最近	先行き	最近		先行き	変化幅
			変化幅			
全産業	1	▲2	1	0	▲4	▲5
製造業	3	1	0	▲3	0	0
非製造業	0	▲5	2	+2	▲6	▲8

(参考) 全国

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査			
	最近	先行き	最近		先行き	変化幅
			変化幅			
全産業	4	2	2	▲2	0	▲2
製造業	7	5	3	▲4	2	▲1
非製造業	1	▲1	1	0	▲1	▲2

(6) 雇用人員判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査			
	最近	先行き	最近		先行き	変化幅
			変化幅			
全産業	▲23	▲28	▲25	▲2	▲32	▲7
製造業	▲14	▲17	▲14	0	▲23	▲9
非製造業	▲30	▲35	▲33	▲3	▲37	▲4

(参考) 全国

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査			
	最近	先行き	最近		先行き	変化幅
			変化幅			
全産業	▲12	▲16	▲14	▲2	▲17	▲3
製造業	▲2	▲6	▲7	▲5	▲10	▲3
非製造業	▲20	▲22	▲18	+2	▲24	▲6

(7) 企業金融判断（全産業）

(%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	7		12	+ 5	
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	21		20	▲ 1	
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	▲ 5	▲ 1	▲ 6	▲ 1	▲ 1 + 5

(参考) 全国

(%ポイント)

	2021年3月調査		2021年6月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	9		11	+ 2	
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	18		18	0	
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	▲ 1	5	0	+ 1	5 + 5

以上

2021年7月12日
日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、持ち直しつつあるが、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から足踏み感がみられる。

すなわち、個人消費は、持ち直しの動きが一服している。住宅投資は、横ばい圏内で推移している。設備投資は、増加している。公共投資は、減少している。こうした中、生産は、下げ止まっている。雇用・所得をみると、弱めの動きがみられている。この間、企業の業況感（業況判断）は、横ばいで推移した。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、減少している。

輸出は、下げ止まっている。

設備投資は、増加している。

個人消費は、持ち直しの動きが一服している。

大型小売店¹販売は、緩やかに持ち直している。コンビニエンスストア販売は、弱い動きとなっている。家電販売は、増勢が一服している。乗用車販売は、減少している。

この間、主要宿泊施設および主要観光施設の入込みは、低調ながら、持ち直しに向けた動きもみられる。

住宅投資は、横ばい圏内で推移している。

¹ 県内の百貨店、スーパー、ホームセンター等。

(2) 生産

生産は、下げ止まっている。

業種別の生産動向

繊 維	幾分持ち直している。
紙 ・ パ ル プ	持ち直している。
化 学	持ち直している。
プラスチック製品	幾分持ち直している。
非 鉄 金 属	横ばい圏内の動きとなっている。
食 料 品	横ばい圏内の動きとなっている。
一 般 機 械	弱い動きとなっている。
電 气 機 械	増加している。
輸送機械（造船）	低調に推移している。

(3) 雇用・所得

雇用・所得をみると、弱めの動きがみられている。

有効求人倍率は、前月比上昇した。名目賃金、常用労働者数は、前年を下回った。

(4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年並みとなっている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。

(6) 金融情勢

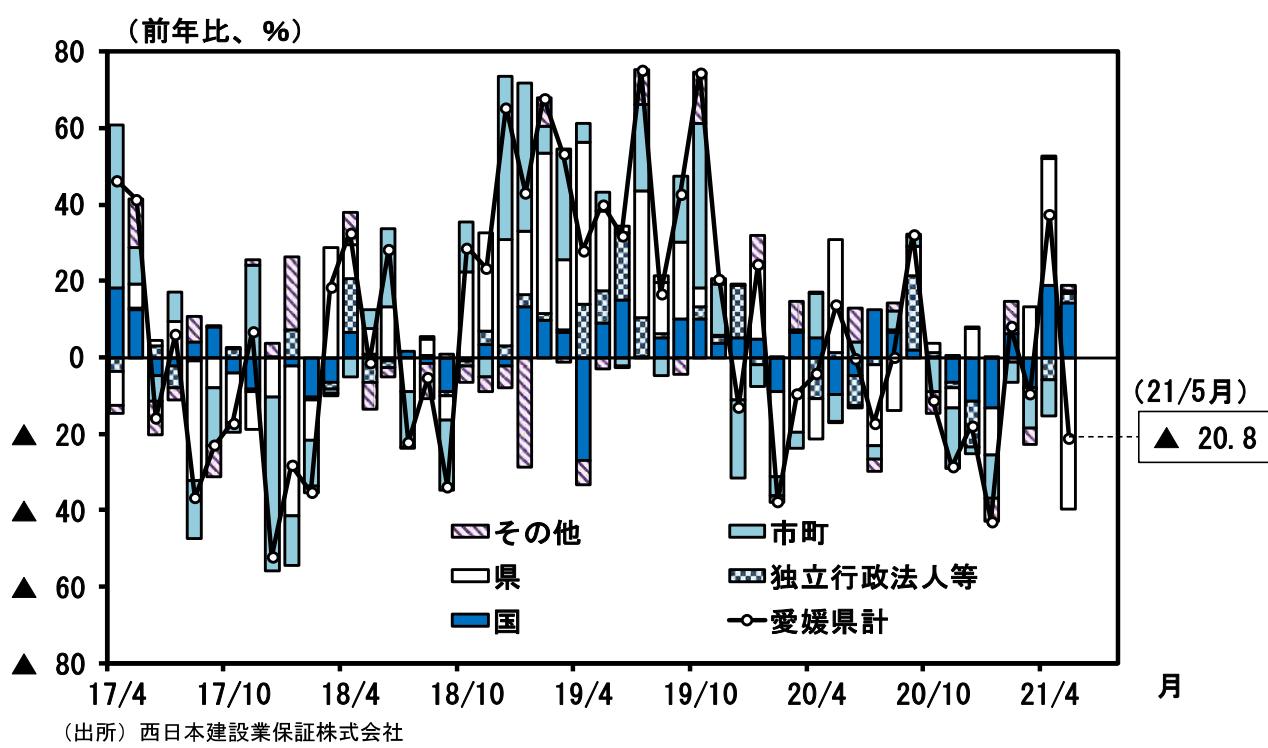
実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比低下した。

以 上

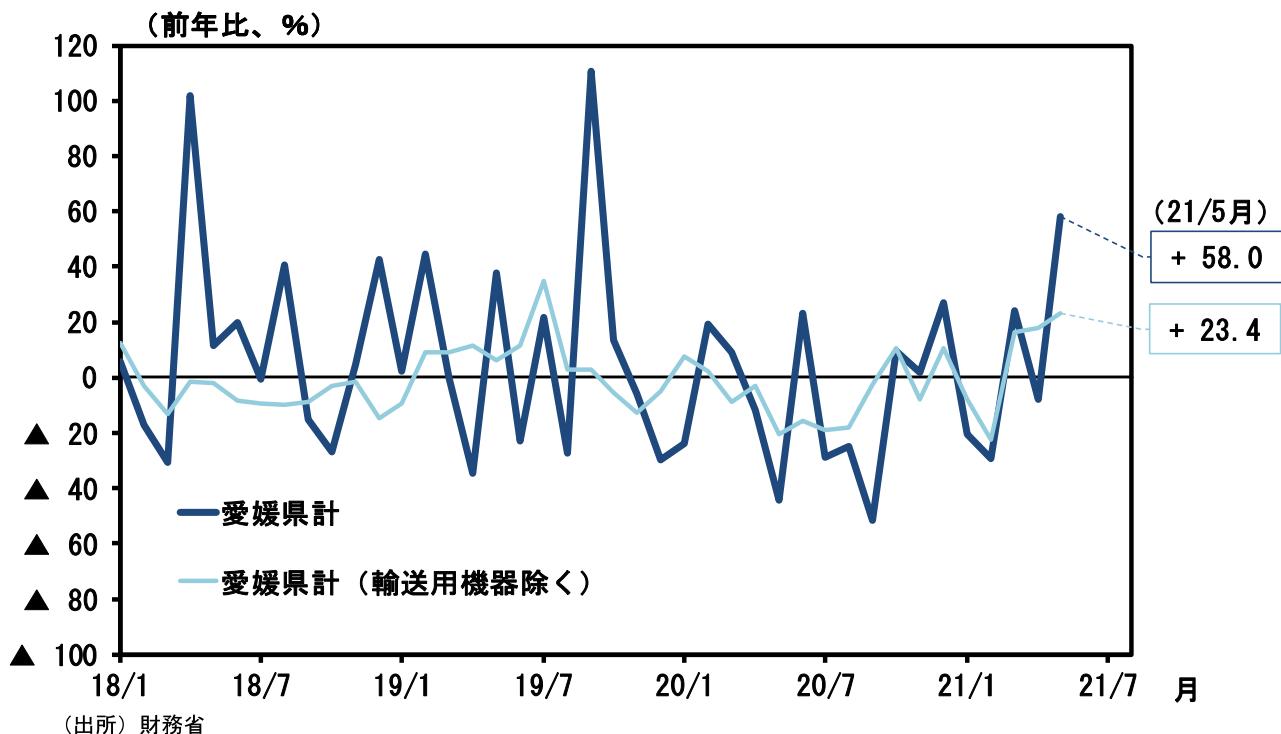
愛媛県金融経済概況

参考図表

▽公共工事請負額



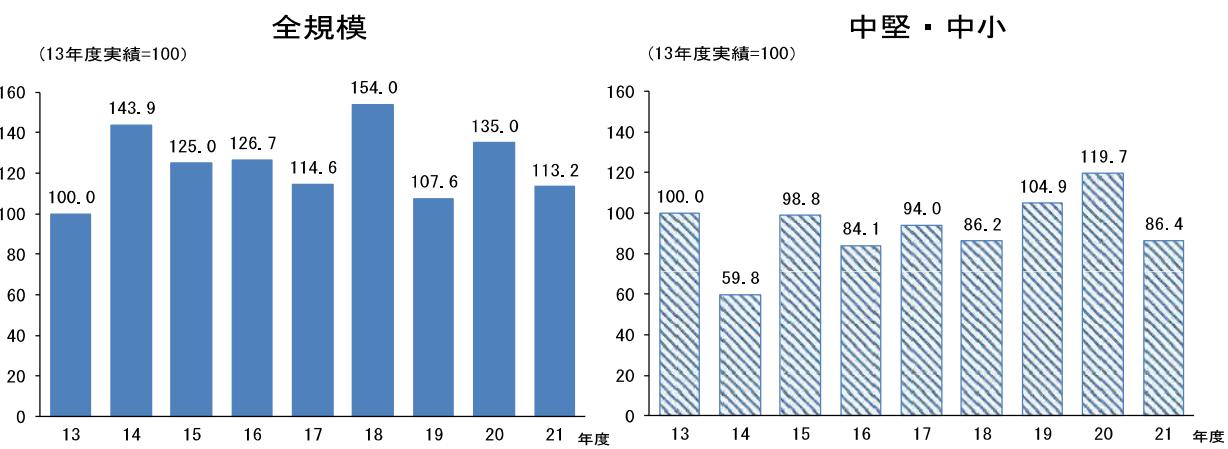
▽輸出額



▽設備投資額(含む土地投資額)

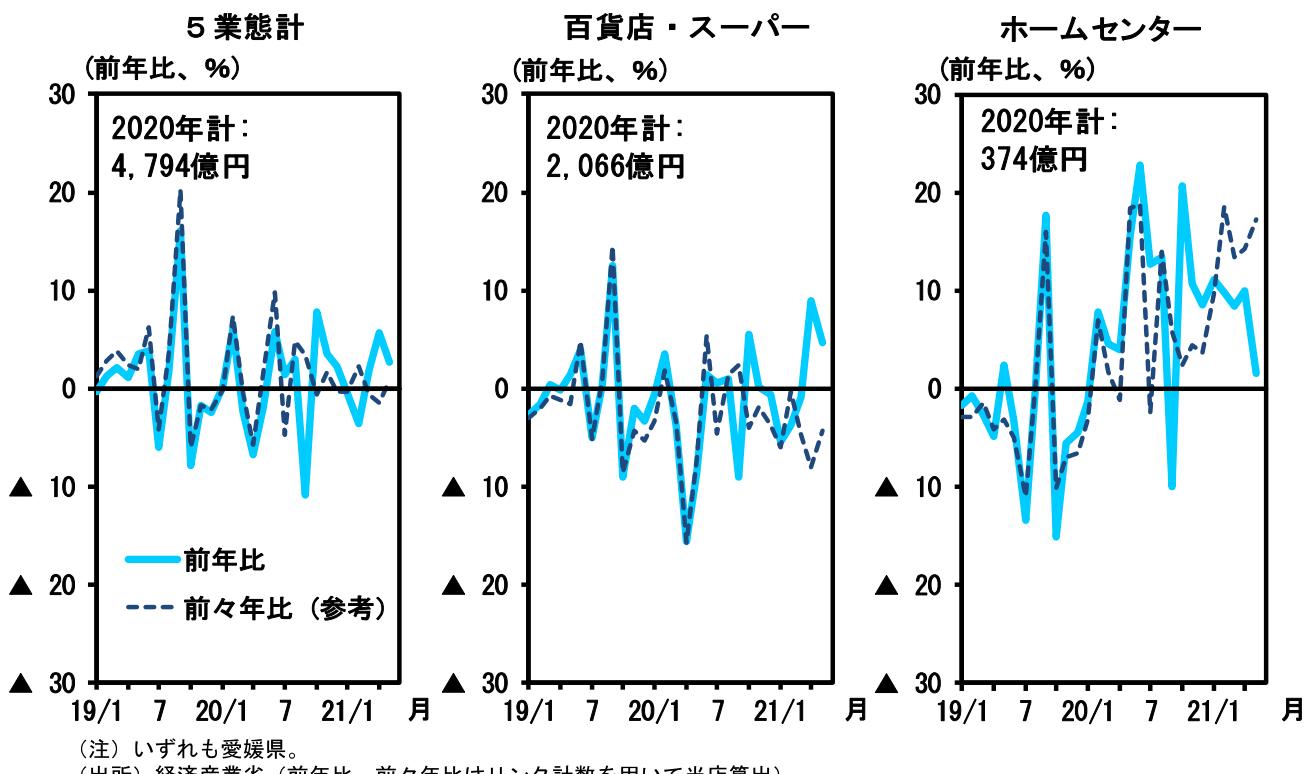
愛媛県短観 (前年度比、%)

全規模	19年度	20年度	21年度
	全産業	▲30.1	+25.4
製造業	▲26.5	+14.6	+ 2.3
非製造業	▲38.1	+54.7	▲53.2

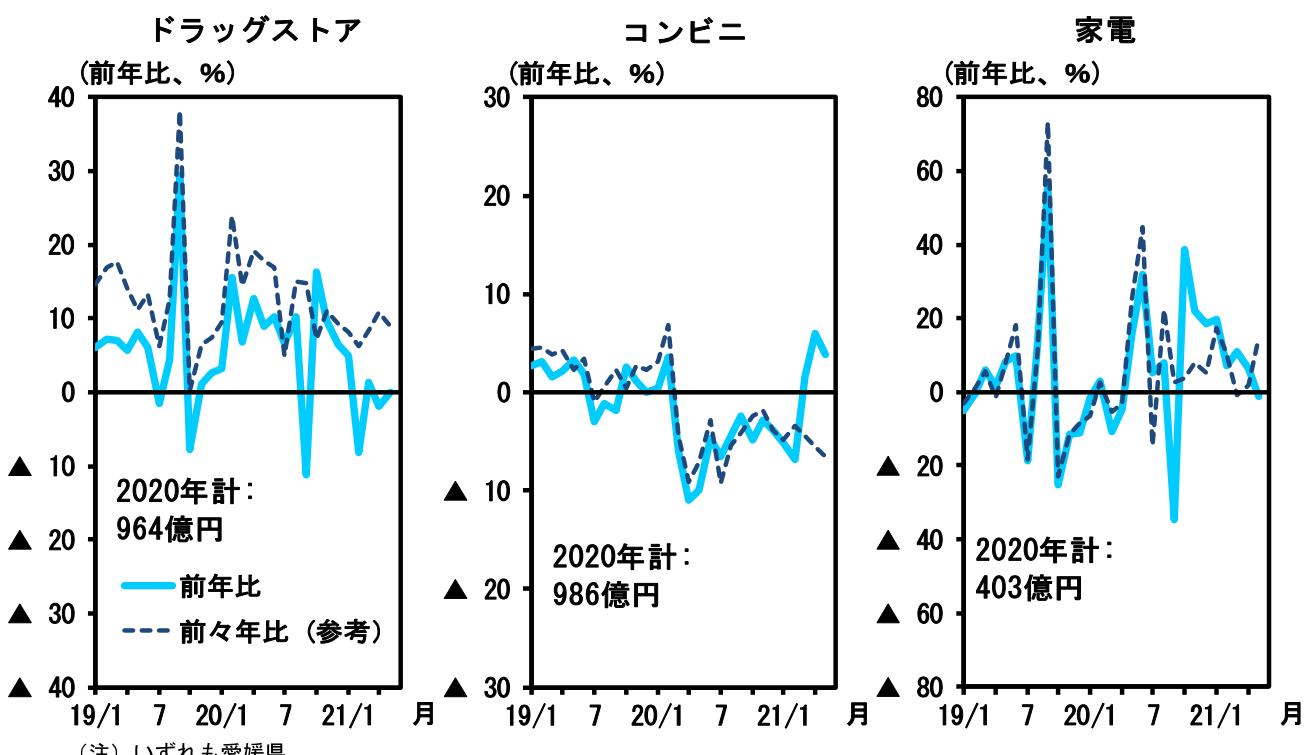


(注) 13~20年度は実績値。21年度は21/6月時点の計画値。
(出所) 日本銀行松山支店

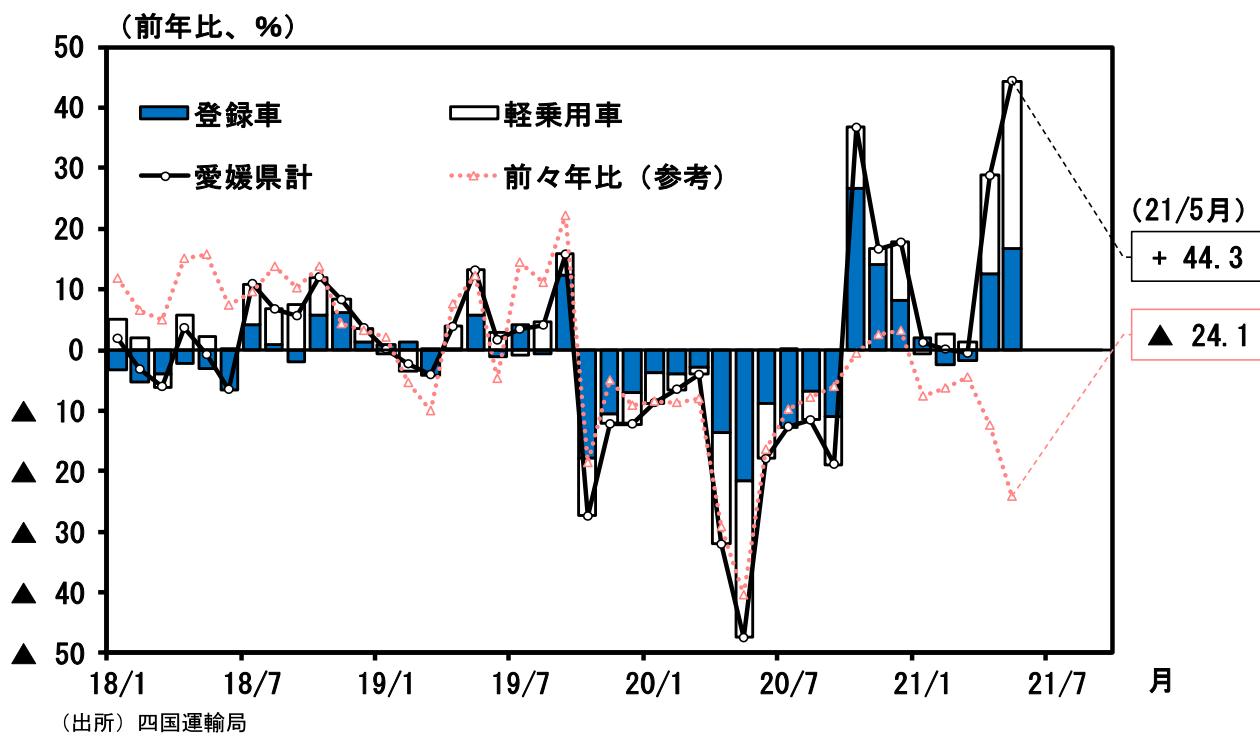
▽大型小売店等の販売額①



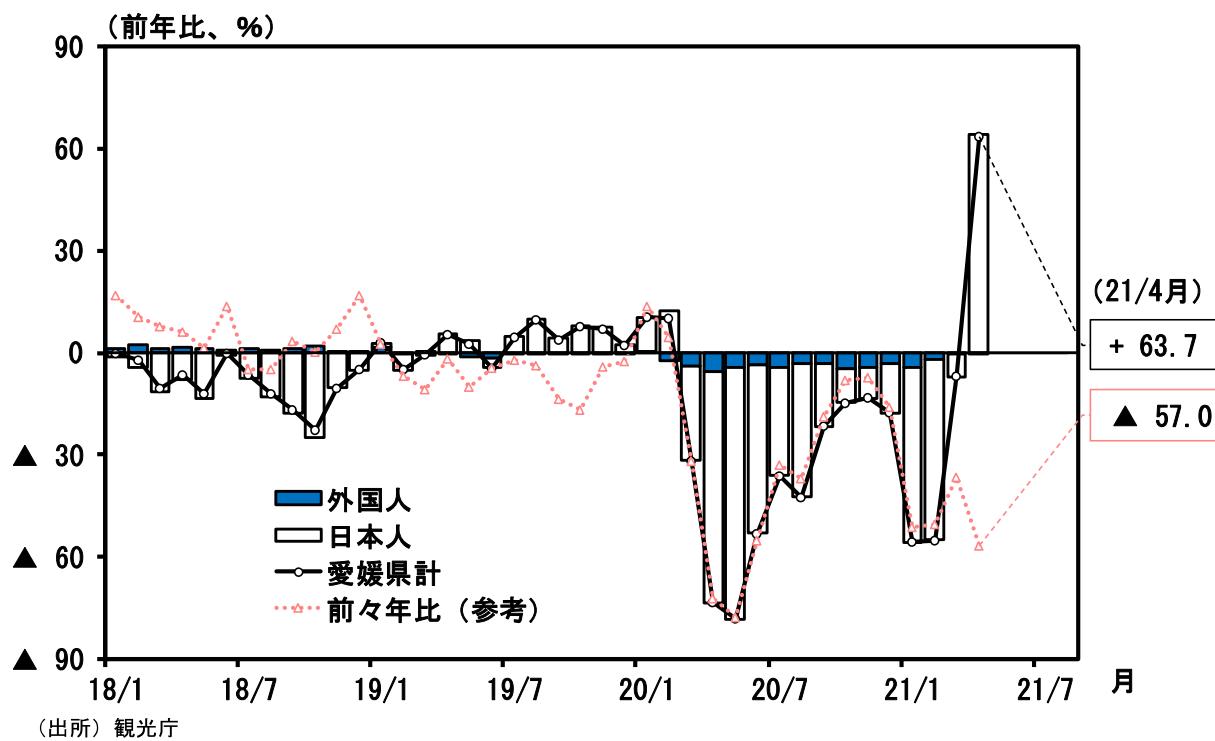
▽大型小売店等の販売額②



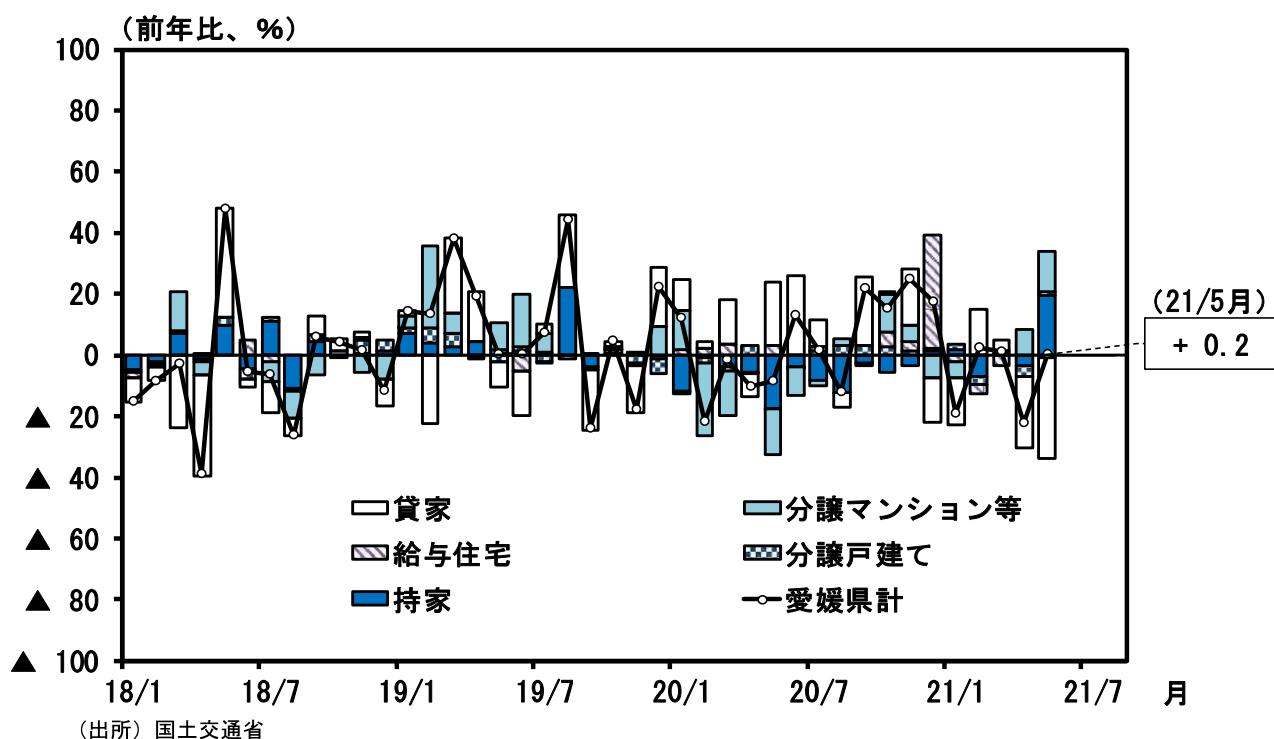
▽新車登録・届出台数



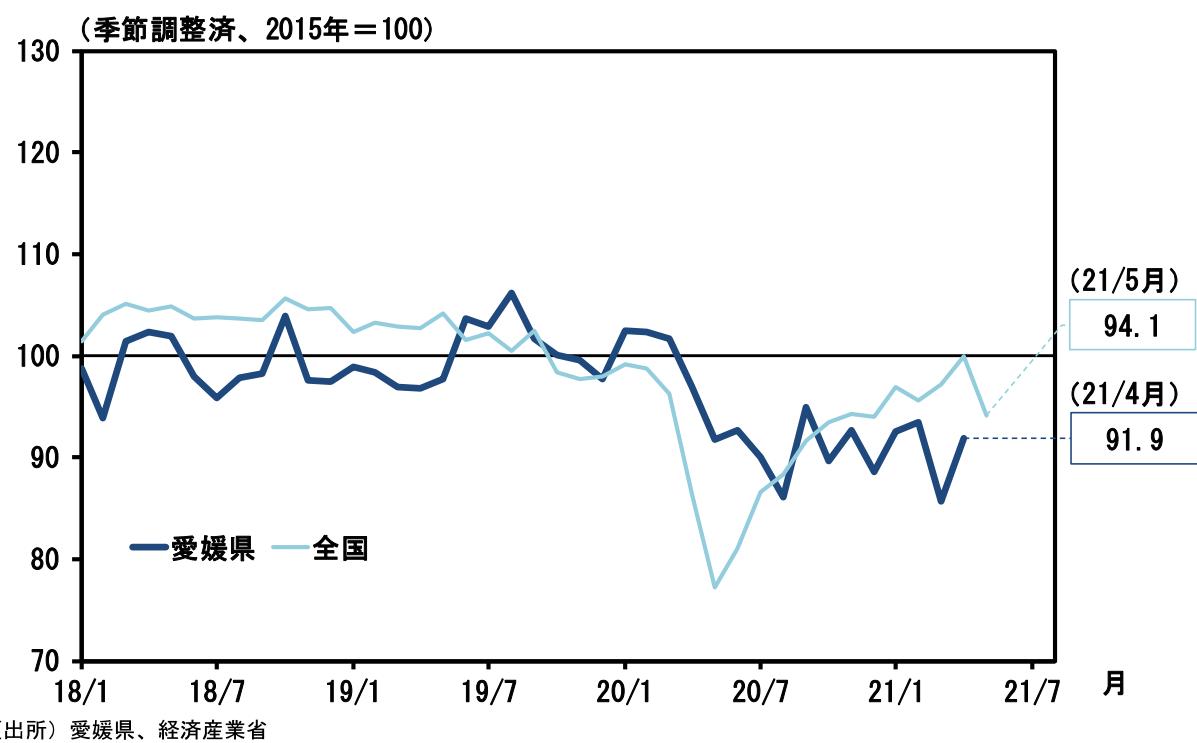
▽延べ宿泊者数



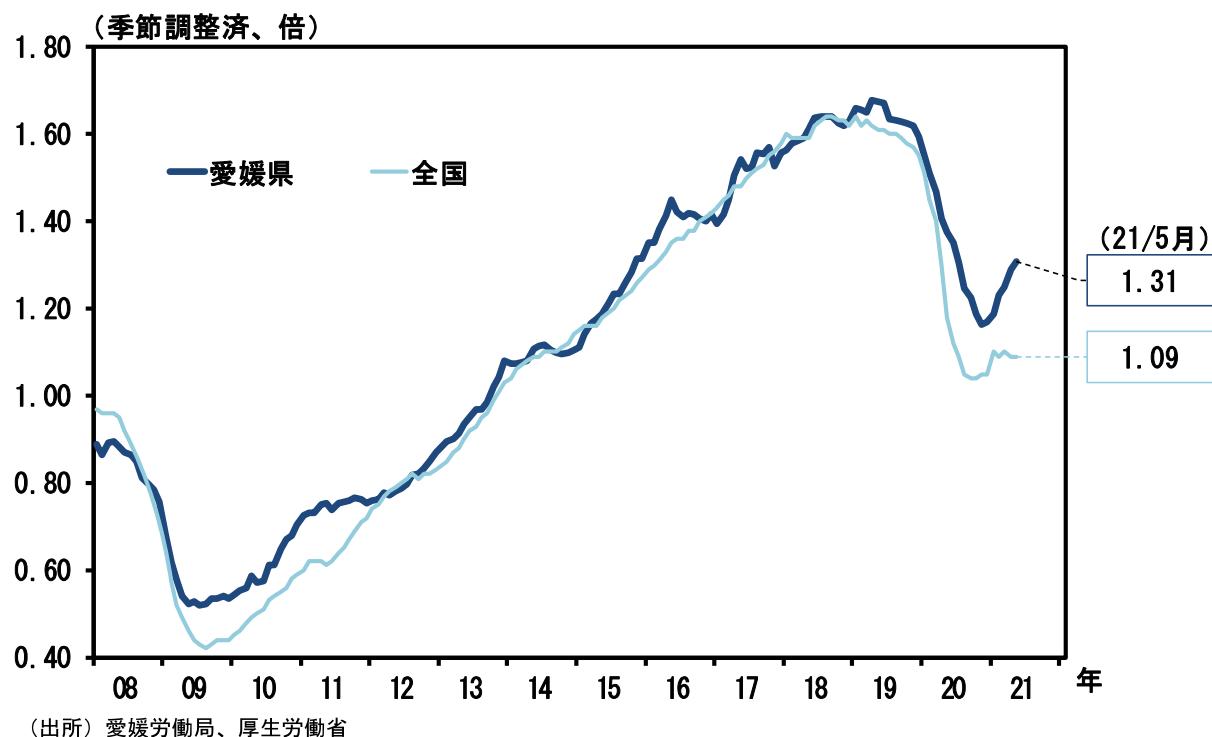
▽新設住宅着工戸数



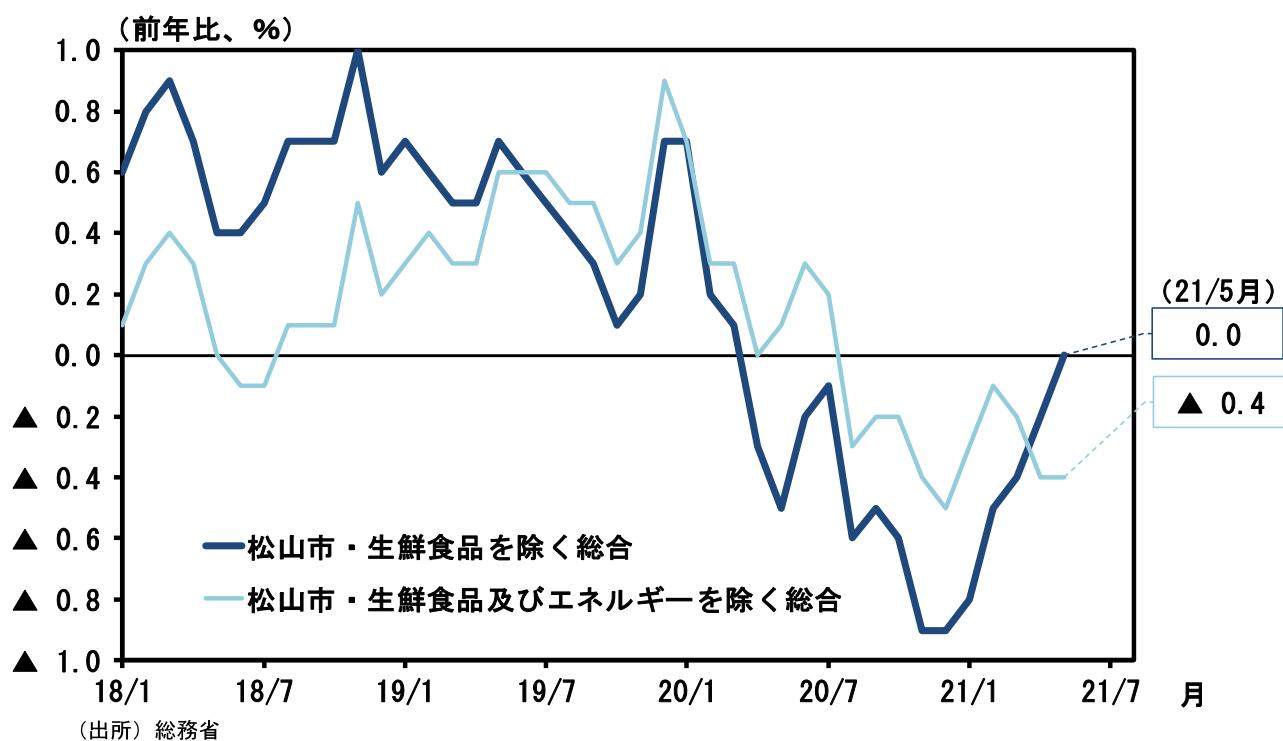
▽鉱工業生産指数



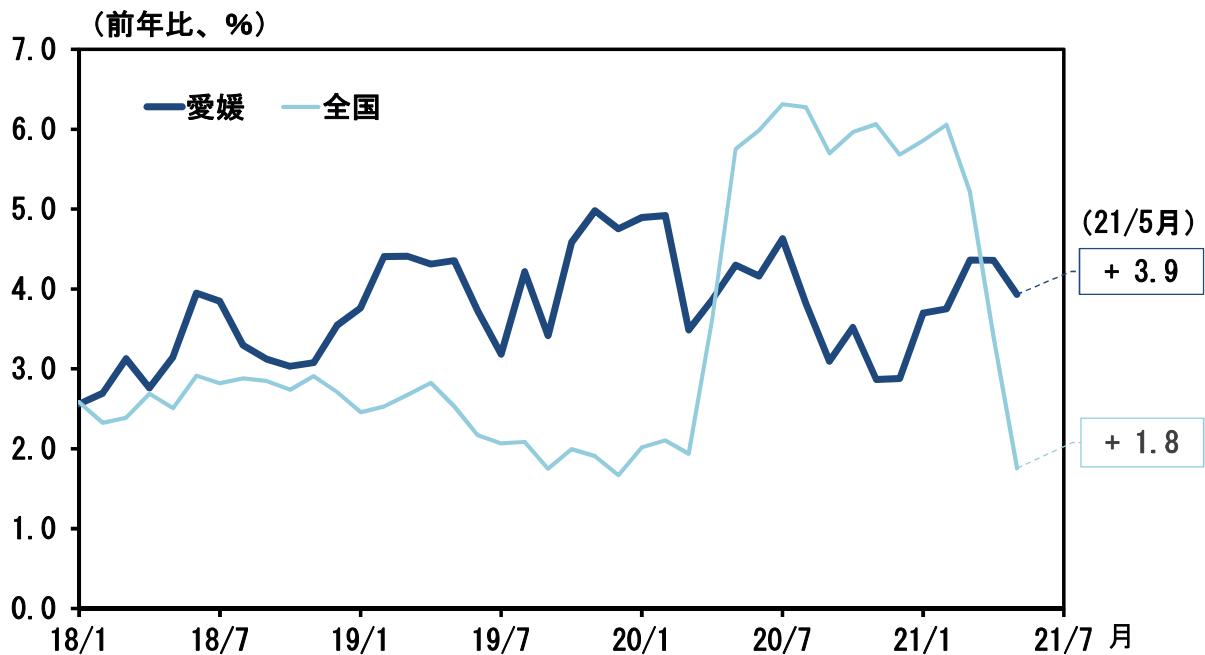
▽有効求人倍率



▽消費者物価指数



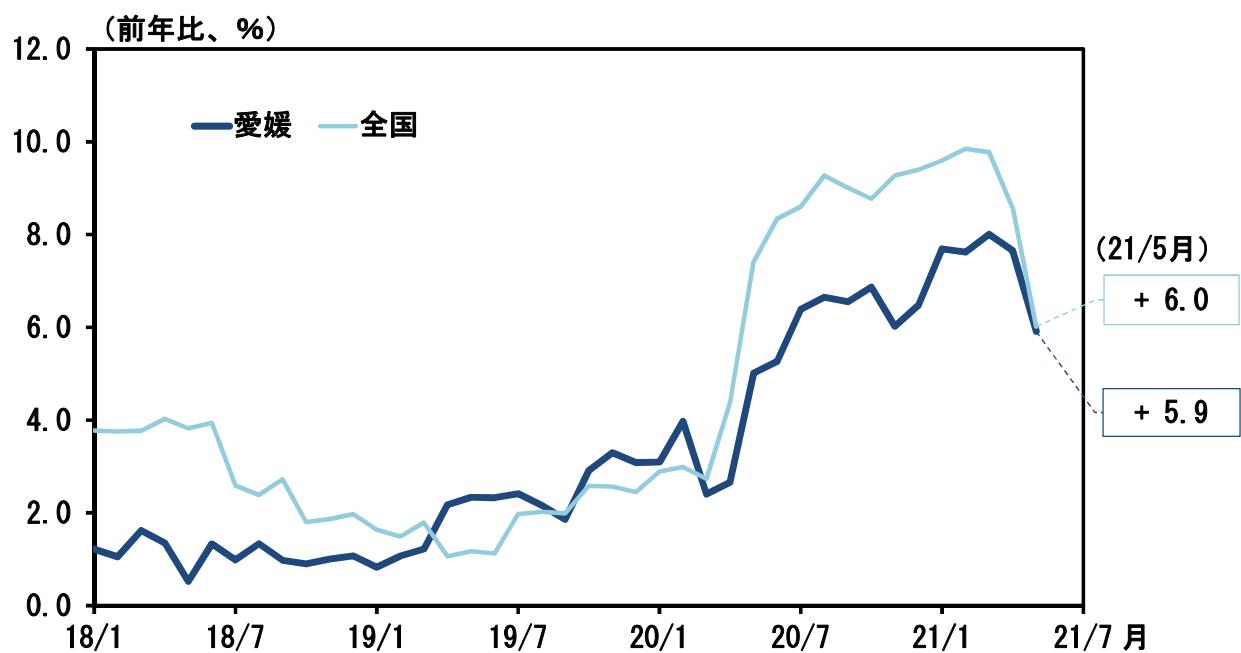
▽貸出金(月末残高)



(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。
2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。
3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定、中央政府向け貸出を除く）。

(出所) 日本銀行松山支店

▽実質預金(月末残高)



(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。
2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。
3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定を除く）。

5. 実質預金は、総預金から切手手形を控除したものです。

(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出約定平均金利(ストック)

